○叙勲

旭日小綬章を授ける
松尾　徹人

旭日双光章を授ける
大澤　敏夫
玉森　義春

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月二十八日）
二村　茂雄
山中　將市

旭日双光章を授ける
飯田　太
豊田　初藏
三浦　雄悦

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月二十九日）
（箕面市議会議員）
松本　悟

旭日小綬章を授ける
平　澄芳

（東京都江東区議会議員）
旭日双光章を授ける（各通）
谷口　一男
吉田　義康

旭日双光章を授ける
白幡　英也
山田　幸平

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月三十日）
熊倉　正博

旭日双光章を授ける
石井光治郎
石崎　忠幸

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）
志村　眞吾

旭日単光章を授ける（八月一日）
青木寅五郎
唐鎌　清
小柴　武治
川端　秀洋
酒井　麗一

（総務事務官）
神　英章

中出　學
西村　貞夫
松本　熊雄
藤田豊之助
茂木　福義

（君津市公立学校長）
山田　一男
山田　宣昭

瑞宝双光章を授ける（各通）
齋藤富次郎
盛武　政則
柳澤　茂
吉田　隆

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十八日）
上里　一郎

瑞宝中綬章を授ける
大前　靜雄
高橋　信夫

瑞宝小綬章を授ける（各通）
石坂　弘
河野　憲義
佐藤　浩
佐山　雅彦
谷　達己
谷　良男
野田　保佳
永田　宏
平澤　一雄
屋比久孟義
山室　洋
湯田　正好

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月二十九日）
櫻井敬一郎
高瀬　正登
明石　安雄
三井田昭治
山本　治平
永樂　直
光岡　博
折笠　幸雄
山口　巖

瑞宝双光章を授ける（各通）
遠藤　政雄
中山　孝
湊　博文
小山　義博
長島　一太
森田　啓一
高橋　信好
羽鳥　哲夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十日）
星野　武雄

瑞宝小綬章を授ける
今田　良文
藤島　幸利
小林　信吾
山本　三男
谷口　清

瑞宝双光章を授ける（各通）
岩井川周治
川村　渉
大玉　喜朗

（神奈川県警部）
田篭満洲男
森　幸隆

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）
小林　準一
堀部　國正
佐藤　忠義
矢野　幸治

瑞宝双光章を授ける（各通）（八月一日）
市村　清
金沢五壽雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
石川　英昭
末松　公忠

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二日）
三栖　一朗

瑞宝小綬章を授ける
中村　公與

瑞宝単光章を授ける（以上八月三日）
高橋　洋介

瑞宝中綬章を授ける（八月九日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年八月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

嶋津　俊則
岡田　一郎
三浦　紀男
大川　博美
濵　智子
河村　好男
遠藤　常壽
大川　英子
永井喜七郎
和田　禮子
新谷　繁八
古河　睦雄
田中亜渡夢

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年八月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

静原　一榮
河合　徳夫
宇野　博志

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年八月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

長﨑　毅
鉾井　直作
川浦　秀男

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

古賀常次郎

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年八月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

岩澤　有径
辻花　栄蔵

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

賞杯

業務に精励したので、平成二十三年八月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故島本保生遺族　島本　忍

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ニュージーランド国総督ジェリー・マテパラエ閣下の総督就任につき、八月三十一日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月一日スロバキア国の憲法記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月一日ウズベキスタン国の独立記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から八月三日ベトナム国主席閣下へ発せられた御祝電に対し、八月十五日御答電があった。

天皇陛下から六月十日英国女王陛下へ発せられた御祝電に対し、八月十六日御答電があった。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄千葉動力車労働組合から、検修・構内業務外注化反対等の要求に関して、平成23年９月５日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全路線および付随する施設（茨城県、埼玉県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年９月２日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

茨城県　鹿島線
埼玉県　武蔵野線
千葉県　総武緩行線、総武快速線、総武本線、成田線、内房線、外房線、久留里線、東金線、京葉線、武蔵野線、鹿島線
東京都　総武緩行線、総武快速線、総武本線、京葉線、武蔵野線

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成23年９月２日

国土交通大臣　大畠　章宏

１　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、二等航空整備士、一等航空運航整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明